

# 容器検査所登録・登録更新

## マニュアル

群馬県総務部消防保安課

はしがき

本マニュアルは、高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号。以下「法」という。）に規定されています容器検査所に関する諸手続について、作成したものです。

容器検査所は、新規又は更新を行うと登録期間が5年間あるため、その間に事務担当者の異動あるいは退職等があると、次回申請時における手続に苦慮するケースが多々見受けられます。

そのため、法に定めている容器検査所の登録から廃止までの手続及びそれに付随する添付書類等を列挙したほか、記載方法についてもできる限り本マニュアルに掲載しました。

なお、本マニュアルは群馬県としての手続に関して定めたもので、他都道府県については、各都道府県担当課に相談願います。

平成29年4月19日

消防保安課長 小見 洋

# 目 次

1	容器検査所の登録	・・・	1～	2
2	容器検査所の登録更新	・・・	2～	4
3	検査主任者の選解任	・・・	4～	5
4	容器検査所の廃止	・・・		5
5	帳簿の記載	・・・		5
6	検査設備の変更	・・・		5
7	容器検査所の名称変更等	・・・	5～	6
8	様 式	・・・	7～	35
	容器検査所登録申請書（様式第5）		7～	11
	容器検査所登録更新申請書（様式第6）			12
	容器検査所登録票（様式第7）			13
	検査主任者届出書（様式第8）			14
	容器検査所廃止届書（様式第9）			15
	委任状（検査所様式第1）			16
	検査所に関する説明書（検査所様式第2）		17～	20
	容器再検査対象容器一覧表（検査所様式第3）		21～	22
	検査設備明細書（検査所様式第4）		23～	32
	履歴書（検査所様式第5）			33
	実務経験証明書（検査所様式第6）			34
	代表者等変更届書（検査所様式第7）			35

[注] 1 様式第○は、高圧ガス保安法容器保安規則で定められた様式である。

2 検査所様式第○は、規則に定めがないため群馬県で作成した様式である。

## 1 容器検査所の登録

容器又は附属品の再検査を実施しようとする場合、検査所ごとに都道府県知事による容器検査所の登録を受ける必要があります。(法第49条第1項)

### (1) 登録を受ける必要がある場合

- ①新規に容器検査所を設ける場合。
- ②相続、合併、分割、譲渡、法人化又は組織変更等により、登録を受けた者が変更する場合。
- ③容器検査所を移転する場合。
- ④登録を受けた検査所が、検査する容器又は附属品の種類を変更する場合。

[注] 上記の②③④については、登録と同時に旧登録は廃止届が必要です。

### (2) 登録の有効期間

5年(高圧ガス保安法施行令(以下「政令」という。)第12条の2)

### (3) 提出書類

#### ①容器検査所登録申請書(様式第5)

ア 法人の場合、会社が登記してある法務局(会社の本店所在地の登記所)に登録している会社代表者の印鑑を押印願います。

イ 容器検査所登録申請書中「容器再検査をする容器の種類及び附属品再検査をする附属品の種類」の記載について、以下の内容を遵守してください。

(ア) 容器再検査をする容器の種類は、以下の容器から選択してください。

溶接容器、超低温容器、ろう付け容器、一般継目なし容器、一般複合容器、  
圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、  
液化天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器、  
アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器

(イ) 容器再検査をする容器に充てんする高圧ガスの種類に条件を付す場合は、条件を記載してください。

例1 液化石油ガスを充てんする容器に限る。

例2 毒性ガスを充てんする容器を除く。

(ロ) 検査設備として残ガス回収設備が必要であるものの残ガス回収をしない場合は、条件を記載してください。

例1 可燃性ガスを充てんする容器であって残ガス回収したものに限る。

例2 毒性ガスを充てんする容器であって残ガス回収したものに限る。

(ハ) 容器再検査をする容器の内容積に条件を付す場合は、条件を記載してください。

例1 内容積120リットル以下のものに限る。

例2 内容積500リットル以上のものに限る。

(ニ) その他条件を付す場合は、条件を記載してください。

例1 高圧ガス運送自動車用容器に限る。

(カ) 附属品再検査をする付属品に条件を付す場合は、上記(イ)～(ウ)を参考にして条件を記載してください。

②委任状（法人のみ）（検査所様式第1）

代表者以外の者が届出する場合に要。

③登記簿謄本（法人のみ）

発行日から三カ月以内のもの。（コピー不可）

④住民票（個人のみ）（マイナンバーの記載がないもの）

発行日から三カ月以内のもの。（コピー不可）

⑤検査所に関する説明書（検査所様式第2）

⑥容器再検査対象容器一覧表（検査所様式第3）

⑦検査設備明細書（検査所様式第4）

検査する容器又は附属品に該当する様式をご使用ください。

なお、設備の写真を添付願います。

⑧検査所附近図

必要に応じて現地確認を行いますので、詳細に作成願います。

⑨検査所内配置図

次の再検査手順⑩と突合できるように、記載願います。

⑩再検査手順書

容器受入れから容器払出しまで、フローチャートの作成をお願いします。

⑪再検査成績表

帳簿の様式（容器保安規則（以下「容器則」という。）第71条）。

⑫手数料

16,000円（平成29年4月現在）

（群馬県高压ガス保安法関係手数料条例（平成12年3月23日条例第24号）

群馬県収入証紙によること。

(4)残ガスの回収について

容器検査所に残ガス回収設備を設置して高压ガスの製造行為をする場合は、別途製造許可等の手続きを行ってください。（法第5条）

## 2 容器検査所の登録更新

容器又は附属品の再検査を継続しようとする場合、検査所ごとに容器検査所の登録更新を行う必要があります。（法第50条第1項）

登録の有効期間が満了する1月前までに手続きを行うようにしてください。

また、有効期間の満了後には、その容器検査登録票を返納しなければなりません。

（容器則第32条第2項）

(1)登録の有効期間

5年（政令第12条の2）

## (2) 提出書類

### ① 容器検査所登録更新申請書（様式第6）

ア 法人の場合、会社が登記してある法務局（会社の本店所在地の登記所）に登録している会社代表者の印鑑を押印願います。

イ 容器検査所登録申請書中「容器再検査をする容器の種類及び附属品再検査をする附属品の種類」の記載について、以下の内容を遵守してください。

(ア) 容器再検査をする容器の種類は、以下の容器から選択してください。

溶接容器、超低温容器、ろう付け容器、一般継目なし容器、一般複合容器、  
圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、  
液化天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器、  
アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器

(イ) 容器再検査をする容器に充てんする高压ガスの種類に条件を付す場合は、条件を記載してください。

例1 液化石油ガスを充てんする容器に限る。

例2 毒性ガスを充てんする容器を除く。

(ウ) 検査設備として残ガス回収設備が必要であるものの残ガス回収をしない場合は、条件を記載してください。

例1 可燃性ガスを充てんする容器であって残ガス回収したものに限る。

例2 毒性ガスを充てんする容器であって残ガス回収したものに限る。

(エ) 容器再検査をする容器の内容積に条件を付す場合は、条件を記載してください。

例1 内容積120リットル以下のものに限る。

例2 内容積500リットル以上のものに限る。

(オ) その他条件を付す場合は、条件を記載してください。

例1 高压ガス運送自動車用容器に限る。

(カ) 附属品再検査をする付属品に条件を付す場合は、上記(イ)～(オ)を参考にして条件を記載してください。

### ② 委任状（法人のみ）（検査所様式第1）

代表者以外の者が届出する場合に要。

### ③ 検査所に関する説明書（検査所様式第2）

### ④ 容器再検査対象容器一覧表（検査所様式第3）

### ⑤ 検査設備明細書（検査所様式第4）

検査する容器又は附属品に該当する様式をご使用ください。

なお、設備の写真を添付願います。

### ⑥ 検査所附近図

必要に応じて現地確認を行いますので、詳細に作成願います。

なお、設備の写真を添付願います。

### ⑦ 検査所内配置図

次の再検査手順⑧と突合できるように、記載願います。

### ⑧ 再検査手順書

容器受入れから容器払出しまで、フローチャートの作成をお願いします。

⑨再検査成績表

帳簿の様式（容器保安規則（以下「容器則」という。）第71条）。

⑩容器検査所登録票（様式第7）

登録登録更新後、遅滞なく原本を返納すること。

⑪手数料

16,000円（平成29年4月現在）

（群馬県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成12年3月23日条例第24号）

群馬県収入証紙によること。

[注] 上記の③～⑨については、前回の登録と変更がなければ省略することができることとなっておりますが、群馬県では更新の確認のため再度の提出をお願いしております。

### 3 検査主任者の選解任

容器検査所の登録を受けた者は、検査所ごとに、知識経験を有する者又は製造保安責任者免状（冷凍を除く）の交付を受けている者のうちから検査主任者を選任する必要があります。（法第52条第1項）

容器検査所の新設や人事異動などにより検査主任者を選任又は解任した場合は、遅滞なく、選解任届を提出する必要があります。

なお、知識経験を有する者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。（容器則第34条）

- ① 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において化学、物理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し、高圧ガスの充てんの作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に1年以上従事した者
- ② 学校教育法による高等学校において工業に関する課程を修めて卒業し、高圧ガスの充てんの作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に2年以上従事した者
- ③ 容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に3年以上従事した者
- ④ 専ら圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器並びにこれらの容器に装置されている附属品を検査する容器検査所にあつては、自動車整備士技術検定規則第2条の規定に基づく1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ディーゼル自動車整備士又は2級二輪自動車整備士の資格を有する者

#### (1) 提出書類

①検査主任者届出書（様式第8）

法人の場合、会社が登記してある法務局（会社の本店所在地の登記所）に登録さ

ている会社代表者の印鑑を押印願います。

②委任状（法人のみ）（検査所様式第1）

代表者以外の者が届出する場合に要。

③履歴書（検査所様式第5）

④高圧ガス製造保安責任者免状の写し

高圧ガス製造保安責任者免状の交付を受けている者を選任する場合。

⑤実務経験証明書履歴書（検査所様式第6）

上記知識経験を有する者①～③の者を選任する場合。

⑥資格を証明するものの写し

上記知識経験を有する者④の者を選任する場合。

#### 4 容器検査所の廃止

容器検査所の登録を受けた者が容器再検査又は附属品再検査の業務を廃止したときは、遅滞なく、廃止届を提出してください。（法第56条の2）

また、容器検査所登録票を返納しなければなりません。（容器則第32条第2項）

##### (1) 提出書類

①容器検査所廃止届書（様式第9）

法人の場合、会社が登記してある法務局（会社の本店所在地の登記所）に登録されている会社代表者の印鑑を押印願います。

②委任状（法人のみ）（検査所様式第1）

代表者以外の者が届出する場合に要。

③容器検査所登録票（様式第7）

#### 5 帳簿の記載

容器検査所の登録を受けたものは、容器再検査又は附属品再検査を実施したときに、容器[附属品]の記号及び番号、並びに容器[附属品]再検査の年月日及び成績を帳簿に記載し、記載の日から容器則第71条第2項各号に定める所定の期間保存する必要があります。

#### 6 検査設備の変更

登録を受けた容器検査所の検査設備を変更する場合、変更に関する手続きは法令に定めがありません。

したがって、検査設備の変更は、検査設備の基準（容器則第33条）の規定により適切に実施し、登録更新時には検査設備明細書に変更後の設備を記載してください。

#### 7 容器検査所の名称変更等

登録を受けた容器検査所の名称又は代表者を変更する場合、変更に関する手続きは法令に定めがありません。

しかしながら、登録を行っている群馬県として把握しておく必要があるため、代表

者等変更届書の提出を速やかにお願いしています。

(1) 提出書類

① 代表者等変更届書（検査所様式第7）

法人の場合、会社が登記してある法務局（会社の本店所在地の登記所）に登録している会社代表者の印鑑を押印願います。

② 登記簿謄本（法人のみ）

発行日から三カ月以内のもの。（コピー不可）

③ 住民票（個人のみ）（マイナンバーの記載がないもの）

発行日から三カ月以内のもの。（コピー不可）

附則1 このマニュアルは、平成29年4月19日から施行する。